

最新調査成果が語る新潟市の歴史

新潟市遺跡発掘調査 速報会2023



まるき
丸木弓出土状況(茶院A遺跡)

2024年2月25日(日)

会場 新潟市民プラザ

目次

プログラム・発掘調査遺跡位置図	表紙裏
講演「出土文字資料から探る古代の新潟」	
.....	1 p
茶院A遺跡	6 p
土居内遺跡	8 p
各遺跡の調査・現地説明会風景	裏表紙



主催 新潟市文化財センター

新潟市遺跡発掘調査速報会2023 ～最新調査成果が語る新潟市の歴史～

日 時：令和6年2月25日（日） 会 場：新潟市民プラザ（NEXT21ビル6階）

プログラム

- | | | |
|-------------|---------------|---|
| 13：00 | 開 会 | |
| 13：00～13：10 | あいさつ | 文化財センター所長 <small>むらやま あきら</small> 村山 明 |
| 13：10～14：40 | 講 演 | 「出土文字資料から探る古代の新潟」
<small>あいざわ おう</small> 相澤 央氏（帝京大学教授） |
| 14：50～15：15 | 報 告 | 「 <small>ちやいん</small> 茶院A遺跡 よみがえる古代の農村風景」
<small>いまい</small> 今井さやか（文化財センター） |
| 15：15～15：40 | 報 告 | 「 <small>どいうち</small> 土居内遺跡 古代の川辺の村と橋」
<small>はせがわまさし</small> 長谷川眞志（文化財センター） |
| 15：40～16：00 | 閉会后、ロビーにて質問受付 | |



発掘調査遺跡位置図

出土文字資料から探る古代の新潟

帝京大学文学部史学科教授 相澤 央

はじめに

出土文字資料とは、その名のとおり、遺跡の発掘調査などによって出土した、文字が書かれた資料のことです。文字が書かれたモノによって、木簡、墨書土器、漆紙文書などの種類があります。これまでの古代史（飛鳥・奈良・平安時代）の研究は、おもに文献史料（古代の文書がそのまま現在に伝わったり、書き写されて現在に伝わったりした文書）によってなされてきましたが、文献史料の大半は古代国家によって作成された歴史書や法律書、都の寺社などに関する古文書や貴族たちの日記などで、古代の地域に関する詳しいことはあまり書かれていません。一方、出土文字資料は、全国各地の遺跡から出土しますので、古代の地域の詳しい様子がうかがえます。

たとえば、新潟市西蒲区の茶院A遺跡の発掘調査では、「宅」と書かれた、奈良時代後期や平安時代初期の墨書土器が複数点出土しました。「宅」とは豪族の居宅のことで、豪族の居宅は農業経営の拠点施設としての機能も果たしていたと考えられています。つまり、「宅」と書かれた墨書土器が出土したことによって、古代の茶院A遺跡の地に地方豪族の居宅があり（発掘調査では複数の掘立柱建物の跡が見つかっています）、農業経営の拠点施設として機能していたと考えられるのです。このようなことは文献史料にはまったく書かれていないことで、出土文字資料によって始めて明らかになったことです。このように、出土文字資料は地域の古代史を考えるうえで欠かせない重要な歴史資料であり、これまでの文献史料と出土文字資料とを組み合わせることで、地域の古代史をより詳しく復元することができます。以下、出土文字資料によって明らかになってきた古代の新潟の様子を、時代を追ってみたいと思います。

1. 淳足柵では何をしていたのか — 「狄食」木簡 —

古代の新潟に関する最大の謎は、やはり淳足柵（沼垂城）でしょう。淳足柵は、古代国家が東北地方に居住する蝦夷（古代国家の支配下に入っていない人々）を統治するために設置した城柵の一つです。『日本書紀』の大化3（647）年は歳条には「淳足柵を造り、柵戸を置く。老人等、相謂りて曰く、「数年鼠の東に向きに行けるは、此、柵を造る兆か」といふ」とあり、齐明天皇4（658）年7月4日条には「淳足柵造大伴君稻積」の名前が記されています（柵造は柵の長官のこと）。今から34年前の1990年には淳足柵に関する大発見がありました。三島郡和島村（現、長岡市）の八幡林遺跡から「沼垂城」と書かれた木簡が出土したのです。この木簡には「養老」という年号も記されていました。養老は西暦717年～724年にあたります。つまり、この「沼垂城」木簡の出土によって、大化3（647）年に築かれた淳足柵が70年以上経過した養老年間にも存在し、機能していたことが明らかになったのです。しかし、最大の関心事である淳足柵の所在地については、残念ながら、いまだに不明です。かつて、淳足柵の跡を探し当てようと、候補地でボーリング調査なども行われましたが発見には至りませんでした。私は、淳足柵の所在地をめぐる難しい問題はしばらく措いておいて、まずは分かることから明らかにしていくのが良いと考えています。

たとえば、さきにあげた淳足柵の設置記事には、「ここ数年、ネズミが東に向かって移動したのは、柵を建設する前兆だったのではないか」という老人の語りが書かれています。これは、実際にネズミが移動したということではなく、『日本書紀』の編者が、淳足柵の設置の前兆として書き加えた記述です。なぜ、このような前兆の記述が書き加えられたのでしょうか。『日本書紀』で類例を調べると、難波や飛鳥への遷都の記事にネズミの移動の記述が書き加えられていることがわかります。つまり、『日本書紀』の編者



図1. 的場遺跡出土の「狹食」木簡（報告書より転載）

は、淳足柵の設置を遷都と同じレベルのできごとと認識していたのです。言うまでもなく、古代の都は天皇の居所であり、天皇による支配を象徴するものです。辺境の地に設置された淳足柵も、天皇の支配が及ぶ限界の地に設置された、天皇による支配を象徴する施設と考えられていたのです。

さて、そのような淳足柵では何が行われていたのでしょうか。それを教えてくれる出土文字資料が西区的場遺跡で出土した「狹食」と書かれた木簡です。的場遺跡は、後述するように、公的な漁業基地とみられる奈良・平安時代の遺跡ですが、近年は漁業以外の機能も果たしていたことが指摘されています。役所が関係する遺跡ですので、当然役人がいたわけですが、木簡には「狹食」という文字が繰り返し書かれていて、役人が「狹食」という文字を練習していたことがうかがえます（文字や文章の練習をした木簡を習書木簡しゅうしょと言います）。それでは、この「狹食」とはどういう意味でしょうか。

職員令しきいんりょうという古代の法律（役所の名称や役人の職務内容などの規定）によると、陸奥・出羽・越後の国司には、饗給きょうきゅう・征討せいとう・斥候せつこうという蝦夷対策に関する特殊任務が課せられていました。このうちの饗給は、古代国家に服属して朝貢してきた蝦夷に対して食料や物を与えることです。的場遺跡の木簡に書かれた「狹食」とは、この蝦夷に与える食料のことです。それでは、このような蝦夷の朝貢や饗給はどこで行われていたのでしょうか。的場遺跡の周辺で考えると、やはり一番ふさわしい施設は淳足柵です。淳足柵では、朝貢や饗給といった蝦夷の服属儀礼が行われていたのです。的場遺跡の地で「狹食」という文字を練習していた役人は、「狹食」という文字を書く必要があったわけですから、淳足柵で行われる蝦夷の服属儀礼にかかわっていたのかもしれない。

ところで、淳足柵で服属儀礼をおこなった蝦夷はどこに住んでいた人々でしょうか。淳足柵は蝦夷の統治をおこなう施設ですので、その周辺に住んでいた人々も古代国家からは蝦夷と認識されていたとみられます。この人たちが淳足柵で服属儀礼をしていたと考えられますが、それだけではなかったかもしれません。近年、東北北部の特徴をもつ7世紀中頃から8世紀初頭にかけての土師器が阿賀野川あがの以北の遺跡から出土することが指摘されています。7世紀中頃あべのひらふといえば、『日本書紀』に阿倍比羅夫による東北北部（秋田や能代など）を対象とした遠征が行われたことが記されている時期です。遠征には淳足柵造大伴君稻積も動員されていました。この遠征の時に古代国家に服属し、東北北部から淳足柵が置かれた阿賀北へやってきた蝦夷がいたのかもしれない。このような人たちが淳足柵で服属儀礼をしていたということも考えられるでしょう。

2. 古代の新潟の人々が負担した税 — 「杉人鮭」木簡 —

日本の古代国家は、律令りつりょうという法律によって国を治めていました。そのため律令国家と呼ばれています。古代の民衆は、律令の規定によって6年ごとに作成された戸籍こせきに基づいて口分田くぶんでんを支給され、また、毎年作成される計帳けいちょう（徴税台帳）に基づいて租・調・庸などの諸税を負担しました。租は口分田からの収穫稲の一部で郡家ぐんけ（郡の役所）の正倉しょうそう（倉庫）に収納されました。一方、調や庸はさまざまな物品を納める税で、調や庸として納められた物品は都へ運ばれて中央政府の財源となりました。

それでは、古代の新潟に暮らした人々は、調や庸として何を納めていたのでしょうか。『延喜式』えんぎしきという平安時代前期に作成された法令集には、各国がどのような物品を調や庸として納めるべきかということが記されています。それによると、越後国は、調として白絹しろきぬ・絹きぬ・布ぬの・鮭さけを、庸として白木しらきの・韓櫃からびつ・狹布せぼぬの・

鮭を納めることとされています。このうち、白絹・絹・布・白木韓櫃・狭布は他の国にもみられる物品です。それに対して鮭は、調や庸としては、越後にだけ課せられた物品です。しかも『延喜式』によると、調や庸として鮭を納める場合、他の税目として納める場合よりも、その分量が圧倒的に多いのです。調として鮭を納める場合、正丁^{せいてい}（21～60歳の男性）一人当たり20匹、庸として鮭を納める場合、正丁一人当たり10匹と定められています。これらの規定からすると、越後からは、毎年、大量の鮭が都へ納入されていたこととなります。しかし、『延喜式』は国が作成した法令集です。実際にはどうだったのでしょうか。毎年たくさんの鮭が越後から都へ運ばれていたのでしょうか。それを教えてくれるのが、先にも登場した西区的場遺跡です。

的場遺跡は水辺に営まれた奈良・平安時代を中心とする遺跡です。そして、この遺跡を特徴づける遺物は大量に出土した漁具です。漁網に付ける土錘^{どすい}（素焼きのおもり）が約8,600点、木製の浮きが約100点見つかりました。このように大量の漁具が出土したわけですから、ここで行われていた漁業は家族や村落レベルで行われたものではないでしょう。この遺跡からは帯金具^{おびかなぐ}や木沓^{きくつ}といった古代の役人が身につけるものが出土していますので、ここで行われた漁業には役人が関係しています。おそらく、国や郡の役人が主導して、遺跡周辺の人々を動員し、大規模に漁業を行っていたのではないのでしょうか。的場遺跡からは「杉人鮭」と書かれた木簡や、鮭の歯が出土していますので、秋には大量の鮭が獲られていたと考えられます。そして、このようにして捕獲された大量の鮭が、調や庸として、每年都へ納入されていたでしょう。『延喜式』という法令集で定められていただけでなく、実態としても、越後では毎年たくさんの鮭が獲られ、調や庸として都へ納められていたのです（ちなみに、八幡林遺跡からは鮭の輸送に関する木簡が出土しています）。このことは、的場遺跡から出土した「杉人鮭」の木簡や大量の漁具などによって明らかになったことです。

ところで、的場遺跡から出土した大量の漁具は、調や庸として都へ納められた物品が、地域でどのようにして調達されていたのかという、これまでよくわかっていなかったことも明らかにしてくれました。賦役令^{ふやくりょう}という古代の法律（税に関する規定）や先に取り上げた『延喜式』では、調や庸として納める物品の一人当たりの負担量が定められています。また、調や庸として都へ納められた物品に付けられた荷札^{にふだ}木簡には、どこの誰が納入した物品なのかを示すために、納税者の住所や名前が書かれています。これらのことからすると、調や庸として納められた物品は、納税者一人一人が自分の負担する分を出して、それを役人が取りまとめて都へ納入したと考えがちです。しかし、実際にはそのようなやり方をせずに、役人が人々を動員して、一気に、そして大量に物品を作成したり、捕獲したりして、それを調や庸として都へ納入していたのです。的場遺跡から出土した「杉人鮭」の木簡や大量の漁具によって明らかになった、役人が主導する大規模漁業のあり方は、このような、地域における調庸物の調達の実態をも明らかにしてくれたのです。

3. 時代を動かす^{ふごうそう}富豪層^{しじん}の出現 — 「貧人」木簡 —

9世紀になると、律令の規定に従って実施されてきた古代国家の様々な仕組みがうまく機能しなくなってきました。煩雑^{はんざつ}な戸籍の作成は滞りがちになり、調や庸として都へ納入された物品は、品質が悪くなったり（粗悪^{そあく}）、期限通りに納入されなくなったり（違期^{いご}）、あるいは納入すらされなくなったり（未進^{みしん}）しました。また、9世紀は地震や干ばつなどの自然災害が頻発した時代で、疫病^{えきびょう}もたびたび発生しました。このような状況の中で、地域では民衆^{かいそうぶんか}の階層分化がすすみ、貧しい人々はさらに困窮^{こんきゅう}し、豊かな人々はさ



図2. 的場遺跡出土の「杉人鮭」木簡（報告書より転載）



図3. 駒首潟遺跡出土の「資人」木簡（報告書より転載）

らに富を貯えていったと考えられます。この時期に新たに勢力を増大させて、台頭してきた人々のことを、研究者は富豪層と呼んでいます。このような富豪層が、古代の新潟の地にもいたことが、江南区こまくがたの駒首潟遺跡から出土した木簡によって明らかになりました。

駒首潟遺跡は、標高0m地帯の自然堤防上に立地する9世紀後半の集落遺跡で、発掘調査では、当時の河川の跡とその西側沿いに複数の掘立柱建物や溝、土坑どこうなどの遺構が見つかりました。木簡は河川の跡から3点出土しました。その内の2点（第1号木簡と第3号木簡）は、同じ文字や文章を何度も繰り返し書いて文字や文章の練習をした習書木簡です。第1号木簡は、「我」「衆」「佛」「見」「道」「是」などの文字を何度も繰り返し書いています。練習している文字の内容からすると、きょうてん経典（お経）を手本として文字の練習をしていたのかもしれませんが（発掘調査では仏堂とみられる建物跡が見つっています）。また、第1号木簡には「足羽臣」というウジ名（氏族名）が書かれていて、越前国足羽郡（現在の福井市周辺）から移住してきた人々が駒首潟遺跡の周辺にいたことがうかがえます。第3号木簡は、「諸王臣資人」という語句や「資」「領」などの文字が繰り返し書かれています。「大納言阿倍大夫殿」や「次田連」のような人名も書かれていますので、単なる文字の練習ではなく、文書の下書きのようです。

この木簡の解読をしていて、私がまず驚いたのは、「大納言」という語句です。大納言とは古代国家の政府首脳だいなごんの官職名で、太政大臣・左大臣・右大臣（いずれも欠員の場合があります）に次ぐポストです。どうして都（平安京）から遠く離れた越後の地で「大納言」などという語句が記されたのでしょうか。これについては次に考えることとして、まずは「大納言阿倍大夫殿」とは誰なのかということをはっきりとさせていきたいと思います。文献史料で、『公卿補任』という、年ごとの政府首脳あすわのおみの人名が記された、今で言う閣僚名簿かくりょうのような史料があります。この『公卿補任』で、大納言に就任したことのある阿倍（安倍）氏の人物を検索しました。すると、①阿倍御主人（701年に大納言に就任。すぐに右大臣に昇任）、②阿倍宿奈麻呂（718年に大納言に就任、720年に没）、③安倍安仁（857年に大納言に就任、859年に没）という3人の候補者がいました。この3人のうちの誰かということになりますが、駒首潟遺跡は9世紀後半の遺跡ですので、木簡に記された「大納言阿倍大夫殿」とは③安倍安仁のことと断定できました。また、木簡の年代についても、安倍安仁が大納言に就任していた期間の857年～859年と限定できました。ちなみに安倍安仁は、政務にれんたつ練達した有能な官僚で、嵯峨上皇に重用された人物です。

さて、なぜ「大納言」などという語句が、都（平安京）から遠く離れた越後の地で書かれたのでしょうか。この問題を解くキー

ワードは、木簡に記された「資人」という語句です。資人とは、皇族や貴族に与えられた従者のことで、皇族や貴族が有する位階や官職によって与えられる資人の人数に差がありました。資人は、従者として、皇族や貴族の警護や雑務などに従事しました。木簡には「諸王臣資人」という語句（王臣は皇族や貴族のこと）とともに、「大納言阿倍大夫殿資人」とも書かれています。つまり、時の大納言安倍安仁の従者になった人が駒首瀧遺跡の周辺にいたのです。だから、都を遠く離れた越後の地で「大納言」という語句が木簡に記されたのです。

ところで、9世紀以降になると資人の性格が変化してきます。皇族や貴族の従者ですから、本来であれば都へ行って、皇族や貴族の警固や雑務などに従事するのですが、9世紀以降、都へ行かずに、地元にとどまって、「自分は王臣家の関係者だ」と言って大きい顔をして、国司や郡司などの地方役人と対立して税の納入を拒否したり、騒動を起こしたりする者が出てきます。彼らこそ、さきほど述べた、「富豪層」と呼ばれる新たに台頭してきた人々です。つまり、富豪層が、都の王臣家（皇族や貴族）と結託して、王臣家の資人（従者）となり、「自分のバックには都の王臣家がついているんだ」と言って地方役人と対立して税を納めなかったり、騒動を起こしたりするようになるのです。

駒首瀧遺跡の木簡よりも少しあとの時期のことになりますが、文献史料では、延喜2(902)年に越後守(国司の長官)の紀有世が、藤原有度という人物によって髪を剃られ、首枷をはめられたという事件が記されています(『日本紀略』延喜2年9月20日条)。この事件のことを記した別の文献史料によると、越後守の紀有世は、「州民」(地元の住民)によって捕らえられ、打ちたたかれ、髪を剃られ、首枷をはめられたと書かれています(『小右記』長久元(1040)年5月1日条)。この「州民」の中には富豪層も含まれていたとみられます。また、藤原有度という人物は、ウジ名(氏族名)からすると、都から地方に来てそのままどまった土着貴族と考えられます。つまり、この事件は、土着貴族である藤原有度に率いられた地元の富豪層によって越後守紀有世が襲撃されたという事件です。このような、「土着貴族・富豪層VS.国司」という対立・抗争は、同じ頃の武蔵国や常陸国でもありました。武蔵国では、足立郡司判官代の武蔵武芝と武蔵権守興世王・介源経基との間の対立・抗争に、土着貴族である平将門が武芝の側に立って介入するということとなります。この武蔵国における対立・抗争で、国司の不正を国中に知らしめるために、国司の罪状を記した文書を作成して国庁(国の役所)の前に落とすという方法が取られたのですが、その際、越後国のやり方にならって(「越後国の風を尋ねて」)やったといえます(『将門記』)。902年に起こった越後守紀有世襲撃事件でそのようなことがおこなわれたのでしょうか。武蔵国や常陸国における対立・抗争は、のちに平将門の乱へと発展していき、さらには中世の武士の時代へと続いていきます。富豪層は、古代から中世へ、時代を動かす原動力となったと言えるでしょう。駒首瀧遺跡出土の第3号木簡は、このような富豪層が古代の新潟の地にもいたことを明らかにしたのです。

おわりに

ここまで3つの事例を取り上げて、出土文字資料によって明らかになった古代の新潟の様子を、時代を追ってみてきました。もちろん、出土文字資料により明らかになったことはこれだけではありません。西蒲区の林付遺跡からは「川井庄」と書かれた墨書土器が出土し、文献史料には登場しない未知の古代荘園の存在が明らかになりました。また、最近の発掘調査では、江南区の岡崎遺跡から「羽咋」と書かれた墨書土器が出土しました。羽咋は能登国の郡・郷名であり、そこを本拠地とする氏族のウジ名(氏族名)でもあります。これまでも、八幡林遺跡で「能等豊万呂」(能等=能登)と書かれた木簡(第23号木簡)が出土したことから、人々の移動のような、越後と能登とのつながりがあることが知られていましたが、岡崎遺跡出土の「羽咋」の墨書土器もそのことを示しています。今後も新たな出土文字資料の発見によって、より詳細な古代の新潟の姿が明らかになることが期待されます。

茶院 A 遺跡

—よみがえる古代の農村風景—

所在地 新潟市西蒲区打越

調査原因 打越地区県営ほ場整備事業

調査期間 令和5（2023）年6月20日～11月22日

調査面積 2,086㎡

茶院A遺跡は、西蒲区旧鎧潟よろいがたの南4kmに位置し、現況は標高2.0m前後の水田地帯です。遺跡の範囲は、南北1.5km、東西0.5kmと南北に細長い形状です。本発掘調査は、令和4（2022）年度から開始し、今年度は用排水路敷設が予定されている3路線について発掘調査を行いました。便宜上、北から4区・5区・6区と呼称します。

遺構 古代（主に平安時代）と中世（鎌倉・室町時代）の遺構が見つかりました。古代の遺構は、掘立柱建物・溝・土坑のほか水田遺構などが確認されました。掘立柱建物や土坑・小穴は、5区の中央部、比較的標



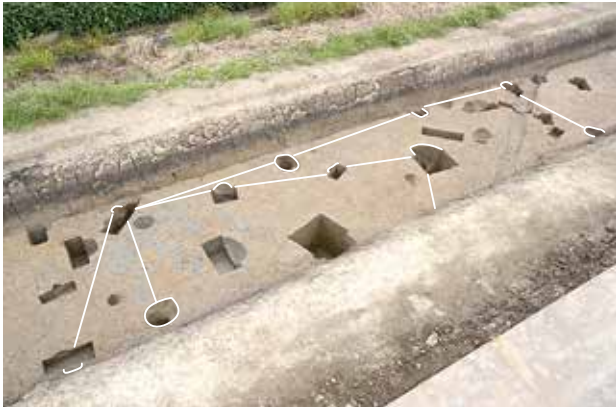
調査地遠景（西から）

高の高い場所に集中していました。一方で標高の低い北東側の4区では、畦畔けいはんを伴う水田遺構が見つかりました。水田は大畦畔が45mの間隔で、その半ばに小畦畔を伴います。取水のための水口も2か所確認できました。また、水田としてはっきりとした遺構を見つけられなかったものの、5区の西側低地でも大畦畔と考えられる高まりが調査区の壁面で確認できました。水田遺構から出土した土器は須恵器・土師器のみだったことから、古代の水田と推定しています。現在、水田遺構から出土した炭化材を放射性炭素年代測定にかけており、今後詳細な年代が明らかになる予定です。居住域のある場所は、幅60～80mの限られた微高地であったことから、平安時代の人々が、現在の打越集落と平行した南北に延びる微高地に住居を構え、両側の低地を水田に利用していた風景が見えてきました。

中世の遺構は、掘立柱建物を構成すると考えられる木柱列のほか、井戸2基、溝25条、土坑4基が見つかりました。これらは、6区の東側に集中する傾向が見られました。さらに、約20mにわたって盛土整地が行われ、盛土上に遺構が構築されていました。さらにこの盛土の下を調査したところ、古代の水田遺構が見つかったため、低地を居住に適した土地にするために砂利混じりの土を使い盛土整地を行ったと考えられます。

遺物 古墳時代・古代・中世の遺物が出土していますが、平安時代の土師器・須恵器が主体です。土師器はロクロ成形の無台椀が最も多く、ハケメが内外面に施される西古志型にしこしと分類される甕も一定数見られます。また、須恵器は杯・杯蓋・甕など一通りの器種がそろっています。須恵器の産地は、佐渡小泊産が多くみられます。また、羽口や鉄滓はぐち てつさいなども出土しており、この集落で簡易な野鍛冶が行われていたと考えられます。このほか、特殊な遺物として丸木弓が出土しています。中世の遺物は、13世紀の珠洲焼すずが4点、15世紀の白磁皿が2点と時代の目安となる陶磁器はわずかです。陶磁器以外では、下駄や刀子の柄・鞘、漆器椀といった木製品や、鋳物の鉄製羽釜はがま てつそく、鉄鎌てつせん、北宋銭などの金属製品が見つかりました。

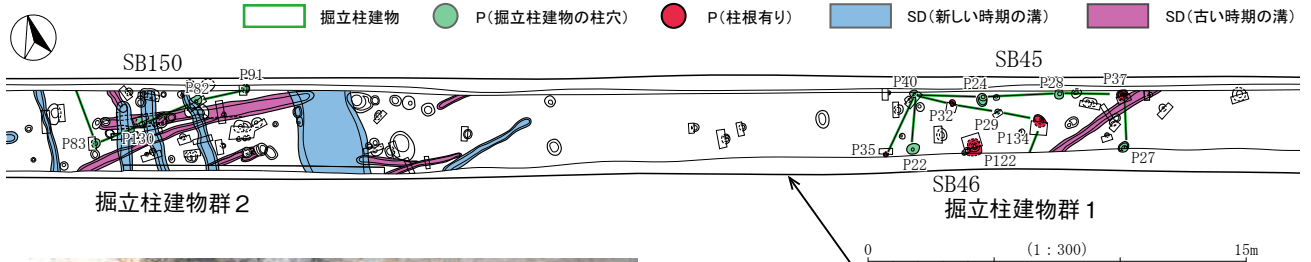
今年度の調査成果から、南北に細長く延びる微高地に住居や倉庫が並び、東西の低地に水田が広がるという、古代の集落の姿が見えてきました。その姿は、現在の打越集落と重なります。このほか、古代の低地を埋め立てて整地し、屋敷地をつくった15世紀の様子が新たにわかってきました。新潟市南区の小坂居付遺跡こさかいづけでも、平成21（2009）年の発掘調査で溝に囲まれた中世の屋敷地が見つかりました。文献資料では現れない新潟市内の中世の集落の様子が、徐々に明らかになってきています。（今井さやか）



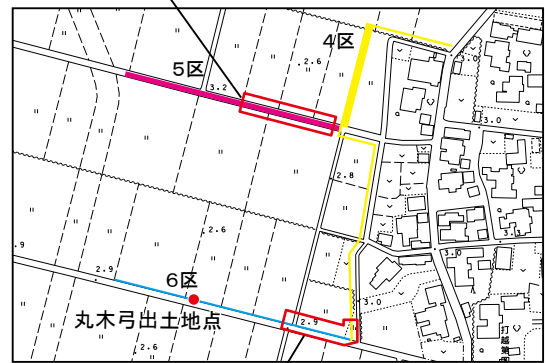
5区 掘立柱建物群1 全景 (南西から)



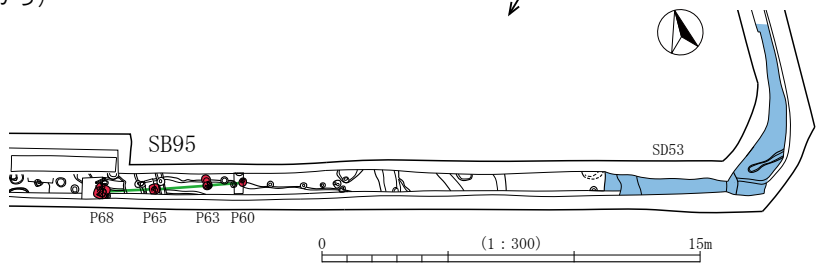
4区 水田遺構 大畦畔 (西から)



6区 丸木弓出土状況 (西から)



6区 中世の掘立柱建物 (西から)



6区 P68 (柱穴) 断面 (西から)



鉄鎌 (SD53出土)

ど い うち 土居内遺跡

— 古代の村と橋 —

所在地 新潟市江南区鵜ノ子3丁目

調査原因 市道亀田252号線道路改良工事

調査期間 令和5（2023）年7月24日～12月7日

調査面積 1,220㎡

土居内遺跡は新潟市江南区の市道整備予定地で令和2（2020）年に新発見された古代の遺跡です。事前調査で遺構・遺物が確認されたため、今年度本格的な発掘調査を行いました。遺跡の南には住宅地が、北には水田が広がっています。南には小高い亀田砂丘がありますが、土居内遺跡の範囲は標高0.7mほどの平坦な地形です。

調査地の西側で川跡が確認されたほか、掘立^{ほったて}柱建物^{ぼしらたてもの}・杭列^{どこう}・溝・土坑などの遺構が見つかり、土器・土製品・木製品などの遺物が多数出土しました。

遺構 古代の地面は、東側は小高い地形となっており、西に向かって低くなり、調査区の西側では南北に流れる川となっていました。この川跡からは古代の土器と木製品が多数出土しています。この川は土の堆積状況から、少なくとも遺跡のあった古代には存在していたようです。そのため、土居内遺跡は西側を流れる川によって形成された自然堤防上の遺跡と考えられます。

この川跡に直交するように2列の大型の木柱列が見つかりました。柱はすべて地面に直接打ち込んであり、軟弱な粘土層の下の砂層まで達しています。古代の橋脚と考えられますが、県内外でも類例が少なく、対岸に向かう橋であるのか、船着き場などの棧橋であるのか現在のところ分かっていません。

東の陸地側では、掘立柱建物や溝などが確認されています。掘立柱建物は総柱建物^{そうぼしら}という構造で、倉庫と考えられます。溝は南北に直線的に延び、用排水以外に土地を区画する目的があったのかもしれない。

遺物 土器は奈良時代である8世紀代の須恵器^{すえき}・土師器^{はじき}が主体で、古墳時代や7・9世紀の土器も少量見つけられました。須恵器には「×」の刻み（ヘラ記号）のあるものや、漆かアスファルトの付着した破片も見つかっています。ほかにも、無台杯^{むたいはい}底部に「介」と書かれた墨書土器^{ぼくしょ}や、底部外面を硯^{すずり}に転用した有台杯^{ゆうだいはい}も出土しました。土師器には皿や杯の一部が赤く塗られているものもあります。木製品は木簡^{もっかん}や箸^{はし}、曲物底板^{まげもの}などの小型品と、用途不明の大型部材などが出土しました。橋脚を構成する大型の木柱は、長さ2mを超え、直径が20cm近いものもあり非常に重厚です。先端は手斧^{ちような}状の工具で丁寧^{ちような}に加工してとがらせており、軟弱な粘土層の下の砂地にしっかり打ち込むためであると考えられます。

土居内遺跡では、川跡のほか、倉庫と考えられる建物跡や、棧橋の可能性のある橋脚などから当時の主要な輸送手段である舟を介した輸送と保管をうかがわせる遺跡です。また、木簡や墨書土器、硯転用の須恵器などからは、周辺に有力者が存在していた可能性が考えられます。今後は周辺の遺跡との比較や、自然科学分析の結果などを踏まえて、土居内遺跡の性格をより深く明らかにしていきます。（長谷川真志）



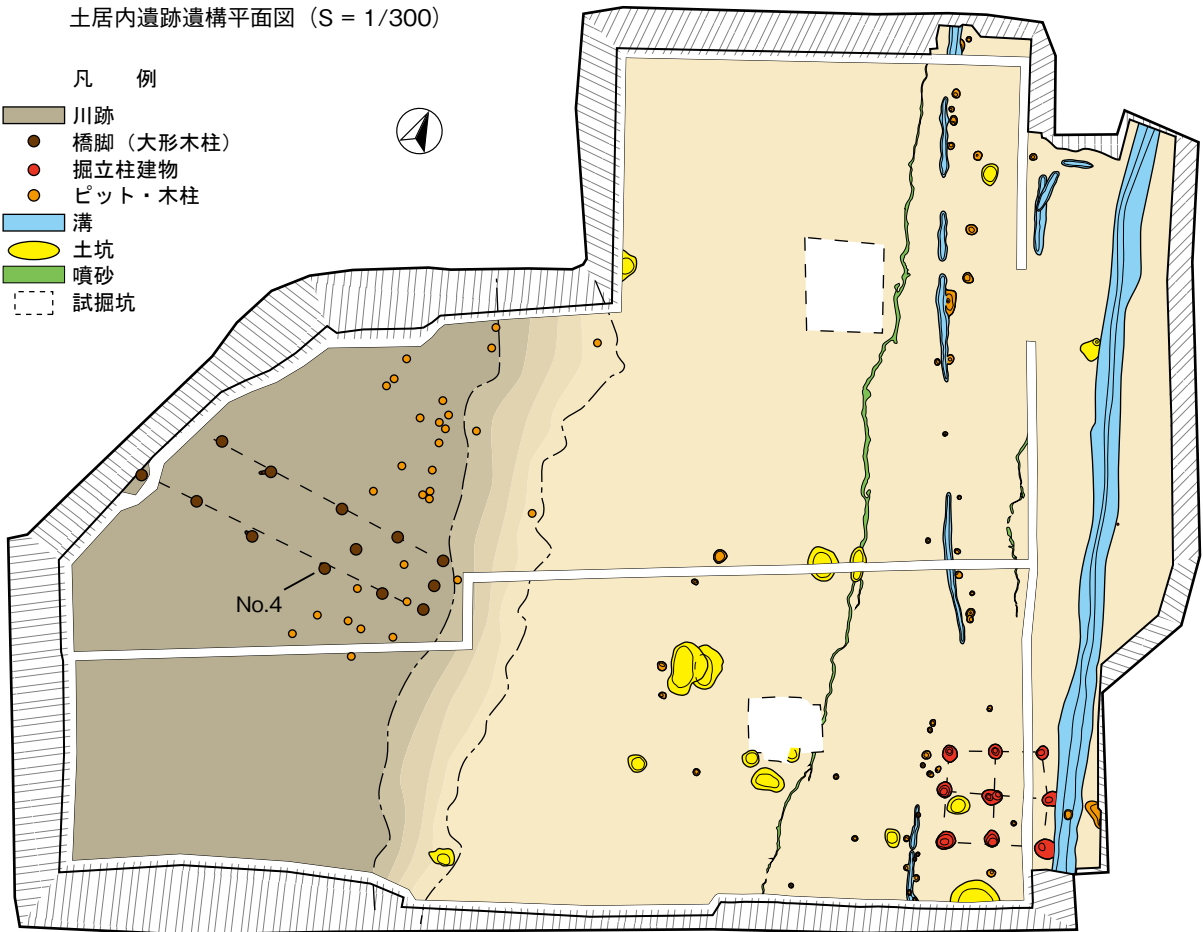
調査地遠景（北から）



橋脚（南西から）

土居内遺跡遺構平面図 (S = 1/300)

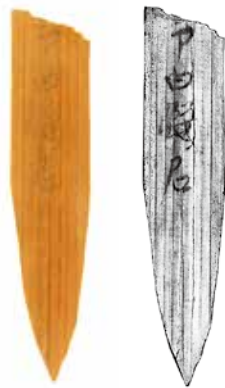
- 凡 例
- 川跡
 - 橋脚 (大形木柱)
 - 掘立柱建物
 - ピット・木柱
 - 溝
 - 土坑
 - 噴砂
 - 試掘坑



0 (1 : 300) 15m



橋脚の木柱
(No.4)



左：木筒表面 (カラー)
右：木筒表面 (モノクロ加工)
長さ約14cm



掘立柱建物 (SB43) (北から)



土器は甕・横瓶などの
煮炊具や貯蔵具よりも
杯・碗・杯蓋などの
食膳具が多くを占めます。

茶院A遺跡



4区調査風景



5区調査風景



親子で発掘体験



現地説明会

土居内遺跡



川跡調査風景



杭列調査風景



現地説明会



現地説明会

編集・発行 新潟市文化財センター
〒950-1122 新潟市西区木場2748-1

電話 025 (378) 0480

<https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/rekishi/maibun/index.html>

発行 令和6(2024)年2月13日

